

遺伝子組換え食品の検査結果(令和2年度)

遺伝子組換え食品は、内閣府にある食品安全委員会で安全性に問題ないと判断され承認された後、国内での製造・輸入・販売等が可能になります。

横浜市では平成13年度から、安全性が未審査の組換え遺伝子が市内に流通する食品に混入していないか、また、適正な表示が行われているかを検査し確認しています。

今回は、令和2年4月と9月に、健康福祉局食品専門監視班が収去した「遺伝子組換え」の表示がない食品30検体の検査結果を報告します。

1 遺伝子組換えトウモロコシの定性検査

トウモロコシ加工品18検体について、安全性未審査の遺伝子組換えトウモロコシ(Bt10)^{*1}の定性検査を行いました。

検査の結果、いずれの検体も不検出となり、違反検体はありませんでした(表1)。

表1 遺伝子組換えトウモロコシ(Bt10)の検査結果

品名	原産国	検体数	検出数
コーンスナック菓子	日本(9)、ギリシャ(1) 台湾(1)、ベルギー(1)	12	0
コーンスープ(液体・粉末)	日本	4	0
とうもろこし粉	日本	1	0
タコシエル	オーストラリア	1	0
計		18	0

^{*1} 除草剤耐性と害虫抵抗性を持つ遺伝子を組み込んだトウモロコシの品種です。過去にアメリカで安全性審査が行われていない種子が誤って流通し、栽培された事例がありました。日本では未承認で、食品衛生法により販売等が認められていないため、検出されれば「食品衛生法違反」になります。

2 遺伝子組換えコメの定性検査

コメ加工品10検体について、安全性未審査の遺伝子組換えコメ3品種(63Bt、NNBt、CpTI)^{*2}の定性検査を行いました。

検査の結果、いずれの検体も不検出となり、違反検体はありませんでした(表2)。

表2 遺伝子組換えコメ(63Bt、NNBt、CpTI)の検査結果

品名	原産国	検体数	検出数
穀類加工品 (ビーフン、ライスペーパー等)	タイ(1)、台湾(1)、 ベトナム(2)	4	0
米粉、餅	日本	6	0
計		10	0

^{*2} いずれも害虫抵抗性を持つ遺伝子を組み込んだコメの品種です。日本では未承認で、食品衛生法により販売等が認められていないため、検出されれば「食品衛生法違反」になります。

3 遺伝子組換えダイズの定量検査

ダイズ穀粒2検体について、安全性審査済みの遺伝子組換えダイズ3品種(RRS、LLS、RRS2)^{*3}の定量検査を行いました。

定量検査の結果、いずれの検体も混入率は5%以下^{*4}であり、違反検体はありませんでした(表3)。

表3 遺伝子組換えダイズ(RRS、LLS、RRS2)の検査結果

品名	原産国	検体数	混入率5%を超える検体
ダイズ穀粒	カナダ	2	0
計		2	0

^{*3} いずれも除草剤耐性を持つ遺伝子を組み込んだダイズの品種です。日本では、それぞれ平成13年(RRS)、平成14年(LLS)、平成19年(RRS2)に安全性審査を経て承認されています。

^{*4} 分別生産流通管理^{*5}が適切に行われた場合でも、遺伝子組換え農作物の一定の混入は避けられないことから、ダイズでは5%以下の意図せざる混入が認められています。

^{*5} 遺伝子組換え農作物と非遺伝子組換え農作物を生産・流通・加工の各段階で相互に混入が起こらないよう管理し、そのことが書類等により証明されていることをいいます。分別生産流通管理が行われた遺伝子組換えダイズを原材料とした場合は「遺伝子組換え」等の表示、分別生産流通管理が行われていない場合は「遺伝子組換え不分別」等の表示が必要です(義務表示)。

【 理化学検査研究課 食品添加物担当 】